

令和7年度 老人クラブ補助金申請の手引き

提出期限 令和7年4月25日（金）

提出場所 川越市役所 高齢者いきがい課
(市役所本庁舎3階)

書類作成にあたって

- 補助金額（補助金申請額）は令和7年4月1日現在の会員数で決まります。まず会員数を確定し、次に補助金一覧表を参考にして補助金額を計算してください。
- 必ず、縦計などの検算を行ってください。
- 補助金申請書類は、川越市公式ホームページからダウンロードすることもできます。ホームページ内にある検索バーに「老人クラブ補助金申請書」と入力し、検索してください。

川 越 市

1 令和7年度補助金申請について

<補助金申請に必要な書類>

- 1 老人クラブ補助金交付申請書（様式第1号）
 - 2 令和7年度事業計画書（様式1-1）
 - 3 令和7年度収入支出予算書（様式1-2）
（1）収入の部 （2）支出の部
 - 4 会員名簿（令和7年4月1日現在のもの）
 - 5 会則
 - 6 老人クラブ補助金振込先金融機関指定届出書
- * 令和7年度の総会資料を添付していただければ、2から5までの書類は省略できます。交付申請書下段の口にチェックしてください。

【1 老人クラブ補助金交付申請書】（記入例1）

令和7年度の会長名で申請してください。申請日は令和7年4月1日付です。

（既に申請書に印刷されています）。

4月1日現在の会員数で補助金の額が決まりますので、会員名簿から総数及び男女別人数を転記してください。

【2 令和7年度事業計画書】（記入例2）

老人クラブ等事業運営要綱には、老人クラブ事業について「老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動」と規定されています。したがって事業計画は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に何を実施するのか、補助対象事業を中心に予定を書いていただきます。市連合会及び支部の活動計画を参考に作成してください。

【3 令和7年度収入支出予算書】（記入例3・4）

1年間の事業計画が決まれば、その裏付けとなる予算が必要となります。予算は収入と支出からなり、それぞれ1年間の見込額を記入します。

（1）収入の部（記入例3）

会費、市の補助金、寄付金、繰越金、その他1年間に収入として見込まれる金額を全て記入します。市補助金の額は、記入例1の補助金申請額と一致します。

（2）支出の部（記入例4）

収入に見合った支出を補助対象事業（友愛活動、社会奉仕活動、地域見守り活動、教養講座、健康増進）、運営費、予備費ごとに記入します。支出合計と収入合計は等しくなりますので、収入超過のときは予備費で調整します。支出超過は、予算の立て方に問題がありますので、再試算してください。

【4 会員名簿】（記入例5）

川越市老人クラブ補助金交付要綱により、老人クラブへの補助金額は会員数によって決まります。会員名簿には令和7年4月1日現在の会員をれなくお書きください。名簿が複数枚になる場合は、1枚目に合計人数を記入してください。

役員の方については、全ての項目を記入してください。一般会員については氏名、性別のみの記入でも結構です。

【5 会則】（記入例6）

老人クラブには会則（規約）が必要です。会則がない場合には、申請書に添付した用紙を使用してください。会の名称の前に町名を記載してください。

【6 老人クラブ補助金振込先金融機関指定届出書】（記入例7）

老人クラブ名、会長の住所・氏名、振込先等を記入してください。

振込先口座名義人欄には、通帳の見開きページに記載されたカナ名称と、表紙に記載された漢字名称を略さずにそのまま記入してください。

口座番号・名義人の記載間違いを防ぐために、振込先預金通帳の表紙を一枚めくった見開きページで、口座番号・名義人が記載してある部分をコピーして、届出書の裏面へホチキス・クリップ等でとめてください（のり付けはしないでください。）。

2 老人クラブ補助金交付基準

会 員 数	補 助 金 額 (年 額)
30人以下	一律 32,400円
31人以上50人以下	会員数 × 1,080円
51人以上	((会員数 - 50) × 270円 + 54,000円)

備考

但し、補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

また、会員数は、毎年4月1日の人数とする。

(例) 55人の場合

【積算内訳】

$[(55人 - 50人) \times 270円 + 54,000円]$

$= 1,350円 + 54,000円$

$= 55,350円 \div 55,300円$ (100円未満は切り捨て)

※補助金額は、55,300円となります。

老人クラブ補助金早見表 (単位：円)

会員数	補助金額	会員数	補助金額	会員数	補助金額	会員数	補助金額
30人以下	32,400	71人	59,600	111人	70,400	151人	81,200
31人	33,400	72人	59,900	112人	70,700	152人	81,500
32人	34,500	73人	60,200	113人	71,000	153人	81,800
33人	35,600	74人	60,400	114人	71,200	154人	82,000
34人	36,700	75人	60,700	115人	71,500	155人	82,300
35人	37,800	76人	61,000	116人	71,800	156人	82,600
36人	38,800	77人	61,200	117人	72,000	157人	82,800
37人	39,900	78人	61,500	118人	72,300	158人	83,100
38人	41,000	79人	61,800	119人	72,600	159人	83,400
39人	42,100	80人	62,100	120人	72,900	160人	83,700
40人	43,200	81人	62,300	121人	73,100	161人	83,900
41人	44,200	82人	62,600	122人	73,400	162人	84,200
42人	45,300	83人	62,900	123人	73,700	163人	84,500
43人	46,400	84人	63,100	124人	73,900	164人	84,700
44人	47,500	85人	63,400	125人	74,200	165人	85,000
45人	48,600	86人	63,700	126人	74,500	166人	85,300
46人	49,600	87人	63,900	127人	74,700	167人	85,500
47人	50,700	88人	64,200	128人	75,000	168人	85,800
48人	51,800	89人	64,500	129人	75,300	169人	86,100
49人	52,900	90人	64,800	130人	75,600	170人	86,400
50人	54,000	91人	65,000	131人	75,800	171人	86,600
51人	54,200	92人	65,300	132人	76,100	172人	86,900
52人	54,500	93人	65,600	133人	76,400	173人	87,200
53人	54,800	94人	65,800	134人	76,600	174人	87,400
54人	55,000	95人	66,100	135人	76,900	175人	87,700
55人	55,300	96人	66,400	136人	77,200	176人	88,000
56人	55,600	97人	66,600	137人	77,400	177人	88,200
57人	55,800	98人	66,900	138人	77,700	178人	88,500
58人	56,100	99人	67,200	139人	78,000	179人	88,800
59人	56,400	100人	67,500	140人	78,300	180人	89,100
60人	56,700	101人	67,700	141人	78,500	181人	89,300
61人	56,900	102人	68,000	142人	78,800	182人	89,600
62人	57,200	103人	68,300	143人	79,100	183人	89,900
63人	57,500	104人	68,500	144人	79,300	184人	90,100
64人	57,700	105人	68,800	145人	79,600	185人	90,400
65人	58,000	106人	69,100	146人	79,900	186人	90,700
66人	58,300	107人	69,300	147人	80,100	187人	90,900
67人	58,500	108人	69,600	148人	80,400	188人	91,200
68人	58,800	109人	69,900	149人	80,700	189人	91,500
69人	59,100	110人	70,200	150人	81,000	190人	91,800
70人	59,400						

川越市老人クラブ連合会会費について

川越市老人クラブ連合会（市老連）の会費の計算方法は、以下のとおりです。

<会員数別会費一覧表>

（平成26年3月14日改定）

	会員数（段階別）	金額（市老連会費＋県老連分担金）	合 計
1	～ 30名	5,300円 + 5,400円	10,700円
2	31名～ 39名	5,700円 + 5,400円	11,100円
3	40名～ 49名	6,300円 + 5,400円	11,700円
4	50名～ 59名	6,700円 + 6,000円	12,700円
5	60名～ 69名	6,800円 + 6,000円	12,800円
6	70名～ 89名	7,100円 + 6,000円	13,100円
7	90名～ 109名	7,400円 + 6,000円	13,400円
8	110名～ 129名	7,700円 + 6,000円	13,700円
9	130名～ 149名	8,000円 + 6,000円	14,000円
10	150名～	8,200円 + 6,000円	14,200円

川越市老人クラブ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、老人クラブに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる経費は、次の要件に該当する老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進のための事業等の実施に必要な経費とする。

(1) 川越市老人クラブ連合会に加入していること。

(2) 老人クラブ活動等事業運営要綱（平成12年5月1日付け老発第475号厚生省老人保健福祉局長通知別添）第3に掲げる事業を実施していること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める老人クラブの会員の数の区分に応じた額とする。この場合において、老人クラブの会員の数は、当該年度の4月1日における数とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 会則

(4) 会員名簿

3 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は記載することを、規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は添付することを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式等)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、提出期限は、毎年度市長が定める。

2 規則第13条の報告書には、当該年度の活動内容の報告書及び収支決算書を添付しなければならない。

(補助金額確定通知書の様式)

第7条 規則第14条の規定による補助金額の確定の通知は、様式第4号により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

会 員 の 数	補 助 金 額 (年 額)
30人以下	32,400円
31人以上50人以下	会員の数に1,080円を乗じて得た額
51人以上	会員の数から50を減じた数に270円を乗じて得た額に54,000円を加えた額

備考 補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

老人クラブ等事業運営要綱

1 組織について

(1) 老人クラブ

ア 会員

㊦ 年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

㊧ 老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

(2) 市町村老連

ア 組織の構成

市町村の地域を範囲として、当該地域内の老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員

代表者としての会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めなければならない。

また、役員のほか、適任者による活動別リーダーを置くものとする。

ウ 組織の運営

事務局については自主的に設置運営するよう努めるものとする。

また、目的を達成するために必要に応じて、委員会を設置するものとする。

(3) 都道府県・指定都市老連

ア 組織の構成

都道府県・指定都市の地域を範囲として、当該地域内の市町村老連及び老人クラブによって組織するものとする。

イ 役員及び組織の運営

(2)のイ及びウに準じるものとする。

2 実施主体について

3の(1)の事業は老人クラブ、同(2)の事業は市町村老連、同(3)の事業は都道府県・指定都市老連、同(4)の事業は市町村老連又は都道府県・指定都市老連を実施主体とする。

3 事業について

(1) 老人クラブ事業

老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動

(2) 市町村老連事業

ア 活動促進事業

老人クラブ及び都道府県・指定都市老連と連携した調査研究、啓発広報活動等老人クラブの活動促進に関する各種事業

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けスポーツや体操の普及のための企画や活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等の健康づくり・介護予防に資する各種事業

ウ 地域支え合い事業

子どもを見守る活動や次世代育成支援、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する各種事業

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織の設置（委員会・部会等）や若手高齢者のサークル、グループ活動などの促進に資する各種事業

オ 市町村老連活動支援体制強化事業

上記事業を円滑に実施するための企画立案等を行う推進員の設置、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

(3) 都道府県・指定都市老連事業

ア 老人クラブ等活動推進事業

都道府県・指定都市老連における老人クラブ等活動推進員の設置、老人クラブや市町村老連の活動促進のための企画立案、その他生きがいと健康づくりに資する各種事業

イ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者向けのスポーツ・体操等の指導者養成のための研修会、各種講習会の開催や介護予防に係る取組の先駆的事例の収集・普及及び関係機関・団体等との連携のための連絡会の開催等健康づくり・介護予防に資する各種事業

ウ 地域支え合い事業

高齢者の相互支援活動や地域の支え合い活動を推進する指導者養成のための研修会や地域の課題を適確に把握し、取り組んでいくための調査等の地域の支え合いに資する各種事業

エ 若手高齢者組織化・活動支援事業

若手高齢者による組織化の支援及び若手高齢者の意識・実態に係る調査等の老人クラブの加入促進設置に資する各種事業

(4) その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資するとともに社会参加の促進を目的とする等、市町村老連又は都道府県・指定都市老連が行う事業として適当と認められる事業

4 その他

収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

記入例 1

様式第1号（第4条関係）

老人クラブ補助金交付申請書

令和7年4月1日

（提出先）
川越市長

クラブの名称 ○○町△□クラブ
代表者住所 川越市 ○○町○丁目○番地○
代表者氏名 埼玉花子
電話番号 2〇〇—〇〇〇〇

令和7年度の会長様の
氏名を記入してください。

令和7年度において、老人クラブ補助金の交付を受けたいので川越市補助金等の
交付手続等に関する規則第4条の規定により申請します。

補助金申請額 54,000 円

会員数から補助金早見表を参
考に補助金申請額を記入して
ください。
補助金申請額は記入例3の補
助金収入に転記してください。

会 員 数 50 人 （男 25 人 女 25 人）

会員名簿の総会員数から転記
してください。

（添付書類）

1. 令和7年度事業計画書（別添のとおり）
2. 令和7年度収支予算書（別添のとおり）
3. 会 員 名 簿（別添のとおり）
4. 会 則（別添のとおり）
5. 老人クラブ補助金振込先金融機関指定届出書（別添のとおり）

1～4の書類を総会資料に代えた
ときは、チェックしてください。

上記1～4の書類は令和7年度総会資料のとおり（別紙）

通帳の写しを添付
してください。

記入例4

令和7年度事業計画書

令和7年度収入支出予算書

2. 支出の部

(単位：円)

科 目 (事業名)	本年度予算額	説 明
1. 友愛活動	3,000	
内 ①ひとり暮らし 高齢者訪問事業	3,000	資料代 他
内 ②		
内 ③		
2. 社会奉仕活動	9,000	
内 ①ゴミゼロ運動	5,000	ゴミ袋・軍手 他
内 ②共同募金運動	1,000	消耗品費 他
内 ③雑巾寄贈事業	3,000	材料費 他
3. 地域見守り活動	6,000	
内 ①児童登下校時の 交通安全活動	5,000	横断旗・たすき 他
内 ② "	1,000	消耗品費 他
内 ③		
4. 教養講座	40,000	
内 ①芸能大会	10,000	交通費 他
内 ②クラブ発表会	15,000	会場使用料 他
内 ③研修会	15,000	資料代・講師謝金
5. 健康増進	42,000	
内 ①ゲートボール大会	15,000	用具代
内 ②スポーツ大会	12,000	交通費
内 ③グラウンドゴルフ大会	15,000	用具代
小計 (1+2+3+4+5)	100,000	令和7年度補助金額以上になっていることが必要です。
6. 運営費	113,600	
内 ①会議費	55,000	会議資料 他
内 ②分担金支出	12,700	市老連6,700円 県老連6,000円
内 ③慶弔費	20,000	香典 他
内 ④雑費	12,900	文房具代 他
内 ⑤印刷代	13,000	会報発行印刷代
7. 予備費	4,700	記入例3の「収入の部」の合計額と同額になっているか確認してください。
合計 (1+2+3+4+5+6+7)	218,300	

記入例6

会 則

第1条 本会は、〇〇町△□クラブと称する。

第2条 本会会員は、原則として〇〇町内に居住する60歳以上の者とする。

第3条 本会の事務所は、会長宅に置く。

本会は、老後の生活を健全で豊かなものとし、併せて会員相互の親睦を図り福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の健康生活に関する事項
- (2) 会員の福祉増進に関する事項
- (3) 会員の相互の融和親睦に関する事項
- (4) 会員の教養娯楽に関する事項
- (5) その他必要な事項

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は、2年とする。補欠によって選出された役員は、残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

会 長 1名 副会長 2名 理 事 4名

会 計 1名 監 事 2名

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し各会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
- (3) 会計は、本会の経理を担当する。
- (4) 理事は、理事会を組織し業務を企画、会務の運営に関する事項をつかさどる。
- (5) 監事は、本会の経理会計を監査する。

第7条 本会は、年1回総会を開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改正
- (2) 役員を選任
- (3) 収支予算及び決算
- (4) その他重要と認められる事項

第8条 総会の決議は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

第10条 本会の会費は、月額200円とし、年2回これを徴収する。

第11条 本会の経理は、会費、助成金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

第13条 この会則の施行に関し必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

この規約は、□□〇〇年〇月〇日より施行する。

記入例 7

老人クラブ補助金振込先金融機関指定届出書

老人クラブ名 〇〇町△□クラブ

代表者住所 川越市 〇〇町1丁目3番地4

氏 名 埼玉花子

通帳見開きに記載されている名義人フリカナを略さずに記入してください。

振込先	口座名義人	フリカナ	マルマルコトブキカイ カイケイ カワゴエ ハナコ				銀行コード							
		氏 名	〇〇寿会 会計 川越花子				支店コード							
	ゆうちょ銀行以外 の金融機関	埼玉りそな		銀行		信用金庫		川 越		本店		支店		
		農 協		農 協		農 協		農 協		出張所		出張所		
	預金種目	普通・当座		口座番号	1	2	3	4	5	6	7			
	ゆうちょ銀行	記 号				番 号								
		0	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	1

通帳を見ながら記号・番号をお書きください

- ※ 1. 口座名義人は通帳見開きページに書いてある名義人名を全てそのまま書き写してください。
- ※ 2. 口座番号・名義人の間違いがあると、補助金の振込が遅れる場合があります。
- ※ 3. の部分は記入しないでください。
- ※ 4. 口座番号・名義人の間違いを防ぐために、使用している預金通帳の見開きページの口座番号・名義人・金融機関支店名等が記載してある部分をコピーして、この届出書の裏面にホチキス等でとめてください。